

国家賠償請求事件の和解をすることについて

周南市（被告）と [REDACTED]（原告）との間で係争中の平成30年（ワ）第89号国家賠償請求事件の訴訟上の和解を下記のとおり、山口地方裁判所周南支部において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 係属裁判所及び事件名

山口地方裁判所周南支部

平成30年（ワ）第89号国家賠償請求事件

2 相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

3 和解条項案

- (1) 被告は、原告に対し、和解金として金599万2,500円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和元年8月31日限り、原告訴訟代理人指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。